

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年1月19日

京都市人事委員会
委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第3号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

(人事委員会事務局調査課)